

日本臨床外科学会北海道支部会 学会賞規定

第1条 (目的)

日本臨床外科学会北海道支部会が北海道の臨床外科学発展のために貢献し、独創性と発展性に富む業績を挙げた者(原則として会員)に対して授与し、その功績を顕彰することを目的とする。

第2条 (対象範囲)

学会賞受賞の対象となる者は次のとおりとする。

1. 北海道における臨床外科学発展のためにすぐれた業績を挙げた者。
2. 過去5年以内に学会賞受賞の経験のない者。

第3条 (選考方法)

表彰者の選考は、公募により候補者を募り、選考委員会にて公正に選出する。選出方法は次のとおりとする。

1. 選考は採点形式で行い、選考委員による抄録評価・発表評価・発表時間評価の合計を基準とする。
2. 抄録評価と発表評価はA判定5点、B判定4点、C判定3点、D判定2点、E判定1点の五段階評価とする。
3. 採点の基準は、内容の非常に優れているものをA判定(100%-81%)、やや優れているものをB判定(80%-61%)、標準的なものをC判定(60%-41%)、やや劣るものをD判定(40%-21%)、非常に劣るものをE判定(20%以下)とする。
4. 発表時間評価は、規定時間±15秒までを3点、規定時間±30秒を2点、規定時間±45秒を1点、規定時間±60秒を0点とし、60秒超を-1点とする。
5. 選考委員の評価点を合計し、順位の高い者を選考対象とする。

第4条 (選考委員会)

選考委員会は北海道支部会幹事で構成される。選考委員長は支部会総会または例会の会長が務めるものとする。

第5条 (業績評価)

選考基準は、次のとおりとする。

1. 目的、方法、結果、結語が明確に示されていること。
2. 研究・手技に将来性が見込まれること。
3. 未発表であること(演題登録申請時の自己申告による)。
4. 症例報告は対象としないこと。
5. 外科学に関する報告で、外科学の発展に貢献をすると認められるものであること。

第6条 (表彰)

表彰は、賞状および副賞(金3万円)の授与をもって行う。

第7条 (対象人数)

学会賞授賞の対象人数は、毎年総会において原則1名とする。

第8条 (授賞)

日本臨床外科学会北海道支部会総会において授賞を行う。

第9条 (規程変更)

本規定は評議員会の議を経て変更することができる。

細則

- 第1項 選考委員は指導に関連した演題の採点は原則行わないものとし、辞退することができる。
- 第2項 抄録内容評価において、選考委員に配布する採点用の抄録には候補者の氏名を記載しないものとし、候補者の特定ができないものとする。

附則

- この規定は平成23年 9月 1日から実施する。
- この規定は平成23年12月11日から実施する。
- この規定は平成24年 7月14日から実施する。
- この規定は平成24年11月 1日から実施する。